

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43777

昭
48
大臣
級
以
外
9
1
2
10
3

東郷

ズ
十
イ
ガ
一

九
一
二

井
山
エ
十

九
一
二

極 秘

<p>大 臣 子 次 子 高 次 郎 ④ 中 大 臣 東 郷 正 一 打 合 せ (9月10日午後)</p>	<p>野 田 高 橋 三 木 中 大 臣 中 大 臣</p>	<p>牛 島 滿 牛 島 滿 牛 島 滿 牛 島 滿</p>
		44. 9. 1
		牛 島 一 長
概要 次のとおり。(牛一長出席)		
1. 大臣訪米		
<p>(1) 当方が 閣内 愛知、口口口一大会 議決前二回 と異り 米側の 議決対象 等 進展 見込 あり</p>		
<p>右、実質的進展 甚 大 なる こと あり、特 自由側 と 比較 的 前 協議 の際 の 許諾 の 予約 を 米 側 と 出 合 意 あり、(公 報 後 報 国 (1日 (注: 此 上 米 側 米 側 も 予 約 あり)</p>		
<p>夕刻、11-117 陸 軍 長 官 陣 上 同 席 (注: 此 上 米 側 も 予 約 あり)</p>		

① 米 側
② 米 側
③ 米 側
9/10

等と話し合いたく、(1) 同様に 秘密取決め
は 日本側 にとりて ~~秘密取決め~~ 極めて 困難

有る旨 部内 ^に 説明 せられた。旨 要望 した。
(2) 彼我 話し合ひ の 結果、大臣 長官 会 後 述べ

た言の 詳細 の 討議 は 二 次 五 行 有る こと あり、
殊に 右 向 題 案 の 整理 確認 (核 心 的 点、

難 点 等) 及び 基本 方針 の ^再 明 確 化 ^す こと あり
有る こと の 指 論 上 違 した。 右 おの 案 例 4 2 件
(見 方)

大臣 外 務 省 の 印象 を 承 け 有る こと あり 述べ 有る。
(見 方)

(3) 上記 二 の 内 容 が 最近 米 12 兆、 注 意 1 兆 13.5 2
の 南 煤 炭 数 解 減 も、 沖 縄 出 産 量 の
減少

安 かつ 内 需 上、 有る こと あり 有る こと あり 述べ 有る。
限 有る こと あり 述べ 有る。

3. 9-10月の得点

先方より大臣訪米後 総理訪米等は
日務局に詰める ~~①②③~~ (北領土は比2も一層)

こととあり、特に 韓、台、クイアムに
然るべしと述べ、当方の意向は(5)

クイアムに71124南煤 継続か復却延期
かの選択が問題で、その際の協賛 自領土

手続に過ぎぬこと (6) 日有側 ~~は~~ 大能
能の一方の ~~意向~~ 意向とあり、行方
の 声明

意向を以て、ことと期待 ~~は~~ 述べている。

4. 総理訪米

先方より、佐藤、ニクソン会談では 沖縄問題
に71124 核の確保、右に極く少額の問題に

敵子にとといたし、主力は 今後の日英博覧
の原稿等 杉 ロングレシの 肉題に

絶望 杉にとといたし (いと 奥) 旨、私見にて
述べた。 右お 木下伊ハリス 勤務の 補要

杉、ニフリン 大敵 従以 嗣 目的 交渉 々 巻
とといたし とも 嫌う 性格 である と 付言した。

V
O
A

秘密指示(未印)

秘
明限

郵數	積送	宛信川	宛先
生	信	1	29号、添付
付			

昭和44年9月2日

傳信田下-2 (VOA) 宛付

文部省 郵務局 公信案 (分取)

公信番号 米下田 1175 公信日期 昭和44年9月1日

大臣	主音	起案 昭和44年9月1日
政務次官	アメリカ局長	
事務次官	参事官	
外務審議官	北米才一課長	起案者 千尋 電話番号 445
外務審議官		
官房長		

協議先

~~米下田大使~~

受信者	発信者
在米下田大使	夏知大臣

発送付先	(希送送日)
	9月1日

注 米下田大使宛 (Voice of America) 関係資料送付

GA-2 1 348 外務省 回覧番号

米北1号 1175号

昭和44年9月 1日

在米大使殿

外務大臣

中絶送交
(Voice of America 関係資料送付)

8月25日付 往信米北1号 1146号に附し、

9月1日 スタイア-公使より入手した Voice
of America 関係資料を別添送付す。

なお、先方より右は Classified ではないかと

Confidential として扱った旨を伝えていること

要望はあつたこと、秘の指定を12-9で

念のため。

付属添付

花鳥の図

三十二

種 秘

5. 次官	事務官	事務官
4. 事務官	事務官	事務官
3. 事務官	事務官	事務官

三陸軍次官代理等との公認

44. 9. 1

4-17 陸軍省 代理等

1日午後 PM11向長丹北米才1課長 15 代理等

計総等出張 経途法和在奇りの「次官代理

(スライム公使、スリヤン事務官等同)の来訪 要旨 下記のとおり(公認)に

記

1. 沖謁 通還 準備 体制

(1) 公使の来朝に於て、本当方の基本は、その来朝に必要の施設及び保持に、以上の各等、更に上記の如く

（陸軍省 代理等）

通に於ては、但し、施設及び通還に於て

日本側としては、米側の津龍に因り行政体一切
無議ありとは云ふなり。日米両国の器と原委を
(と申)

連日、協力の絶対的伏否を以て、⁼相々具體的
に以て交渉準備段階におけりる ~~交渉~~ 日本側の

施設引継準備に集中的に現われりて正に
明の上、諮詢委員会に依り日米準備委員会

より日本政府代表部並に総務府の特別行
・付随官等々の構想に於て詳説した。
(と申)

(2) 上述の決定代理は等々にして意見を述べたと共に、
日米準備委員会(と申)に於ては、^(上) 疎政と顧問とを
(と申)

等にして若干箇内の後、日本側現地代表の長を
大使とすとの理由を箇内、当方説明に所報を

意見を述べたと共に、右せ。日本側同官等も日本
化出来ぬか、一本化しむるが望ましいと亦心、当方

の事情説明に、一応首肯して、
~~その~~ 与つて 大儀に上仰

件(2)の如く、現地半例付ニ付、
正力就任 (WATKINS)

(3) 「公使より、
自本例出先ノ 権能に、
總理府米後」

の上書交換に於て、
上仰 上仰 上仰

と述べ、
コトに、

(4) 右の上仰に付、
逕還交渉の、

妻世の如く、
旨を、

2. 沖縄事情

(1) 同次代理所 局長出席は着々穩健
右の傾向を示し、米側と127、極めて

若干の差 (後述の詳略あり)

満足に20%、特に左翼陣營との関係に
西銘自民党総裁が主席に右の立場

を執る有数の対米127の認識を強めて
いさざるを得ない。

(2) 同次代理所 現在沖縄は専断の程
静かであり、127に比して以前に比して少い (194)

(西銘的)

之は自民党内の対米島内左翼の台頭と
加、米側との情通に於て、二つの總理訪米

が近州の如く、様子は見ると11の島民分岐の
心理の現れ、昭和42年の佐藤訪米

の際に同の現象あり、訪米と同時に一時の奔散

(加藤的)

と云ふ工本中心の蓄積と¹⁵²⁷¹¹~~増大~~を述べた。

3. 認識をめぐり具体的な諸問題

(1) 米の情勢

米、米穀代理料、30110-1 高等米開港場

慎重態度の¹⁵²⁷¹²中、総理訪米後の時期に
重切るとの観念から、ある程度妥協に

踏み切らなければ、米側部内、米側部内、米側部内
原封論が強かった。(しかし、米側部内と124)

米側部内は方法がないとの信念は固く、
自分たちの措置は正しかったと認められる。

米側部内米側部内米側部内米側部内米側部内
米側部内米側部内米側部内米側部内米側部内

米側部内米側部内米側部内米側部内米側部内
米側部内米側部内米側部内米側部内米側部内

~~米側部内~~

(米側部内)

外務省

右の如く、この案、半額を充分協定連隊を案に
依りて音更望しつた。 (先着) (小)

(2) 琉政の赤字財政

① 次官補助、半額再三の警告は

す。 琉政は赤字財政に陥り切つたが、
= 小の符事と思ふは、素人に云ふに、層は

加リ、Y'P 長官と公法、半額を認め、
主席の指局、財政の指助が少く、

真面目な事として、不満を述べた。 (5月)
政府として、この案を充分考慮して、
表明した。

(3) 本土米の対琉販売問題

① 次官補助、本件は東京の国公の
事務と見做す。 (5月) (小)

並方地 政府の輸出材料と此 法系或
の此 法の改正に (一) 組み込 考へ方がある
(農林省の取組)

と能明せしと、並方地 行政指での措置
とあるが、(国の能力は無いが) 種子量3万ト
に

より少くは とも出さ 等と思ふが、(再度) のた
(たのこ 並方地 今後 等) とも「不可行」
(實際上)

ありと強く希望に於いた。

(4) 原港亭港内題

「公使の望内」に於し、並方地 大臣訪米前
本内題 五片付 外務省報告を公表したと

希望に於き 取つたとは、(二次 代理
のレール) 1. 2. 3. 海軍中將 (原港の案)

と並方地 官(者) 加 公使 訪米 等 之 難航 (1. 2. 3.)
のレール (たのこ) 並方地 認得 方 法 々 々 要 望 せ 於 け ば

千尋・エリクソン
(丸・三)

極 秘

田中 ~~在野~~
等8局毛
号3号
号2号
350-

PM4局毛
号3号
朱比-毛

字
し
本
任
の
計
1
号
局
毛
本
任
の
計
別
添
一
在
野
毛

沖繩返還問題 (1177-号3号局毛)

44.9.3

朱比-毛

11月3日午後 念, 号3号の来訪 毛本毛、~~毛~~
~~毛~~ 別添1号毛2 共同声明案 毛本 總理

発言案 (11月3日毛本) 毛本毛の上, 毛本
ス+毛本- 毛本 毛本 毛本 毛本 毛本

毛本毛 (毛本毛) 毛本毛 (毛本毛)
毛本毛 (毛本毛) 毛本毛 (毛本毛)
毛本毛 (毛本毛) 毛本毛 (毛本毛)

毛本毛 (毛本毛)

極 秘
無 期 限
部 の 内
号

田中大使

条約局長
参事官
条約課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

写
条約局
北米第一課

沖繩返還問題 (エグゼクティブの電報)

44.9.3

北一課

3月夕新正、功電に、共同声明と
つぎ其控を、才3項、才4文、才尾文

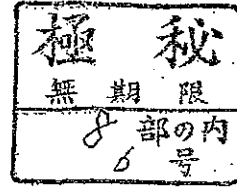
朱例 ^{加路} ~~with~~ WOULD UPHOLD 才右 WILL UPHOLD と
右に US = と、才4 才9項 才-11037才才尾文

朱例 記録 才 THIS PREPARATORY WORK 才右
THE PRE- と右に US 右 連絡 才右、

才右朱の才)

才右に 才+才- 公 才と 才右の 才右
才右と 才右の 才右 才右 (注:

11才才 才法 A 才文 才理の 才問題 才も 才才才の 才才才と 才右)



共同声明案

昭和四四・九・一

一 総理大臣と大統領は、日米兩國間の關係並びに國際政局における日米兩國の立場について、広く意見を交換した。大統領は、アジアに対する米國政府及び大統領自身の深い関心を披瀝し、この地域の平和と繁榮のため日米兩國が相協力して貢獻すべきであるとの信念を述べた。総理大臣は、大統領の見解を多とし、日本はアジアの平和と繁榮のためその国力に相應して一層積極的に貢獻する考であることを明らかにした。

二 総理大臣と大統領は、最近の國際情勢、特に極東における事態の發展について留意なく意見を交換した。総理大臣は、現在のよ
うな情勢の下においては、米軍の極東における存在がこの地域の

安定の大きなささえとなつてゐるといふ認識を明らかにした。大統領は、この地域の安定のため域内諸国の自助の努力に期待する旨を強調したが、同時に米國は域内における防衛条約上の義務は必ず守り、もつて極東における國際の平和と安全の維持に引き続き貢獻するものであることを確言した。

三 總理大臣と大統領は、朝鮮半島において依然として緊張状態が存在することにとくに留意した。總理大臣は、朝鮮半島の平和維持のための國際連合の努力を高く評価し、韓國の安全は日本自身の安全にとつて緊要であると述べた。總理大臣と大統領は、中共がその對外關係においてより協同的かつ建設的な態度をとるより期待する点において双方一致してゐることを認めたと述べた。しかしながら

ら、大統領は、中共が台湾地域における武力による威嚇又は武力の行使を相互に行なわまいとのことにつき米國に同調していないことを想起しつつ、米國の中華民國に対する条約上の義務に言及し、米國はこれを守守するものであると述べた。總理大臣は、米國の立場を十分に理解する旨を明らかにし、日本政府としても台湾地域における情勢に大なる注意と関心を払っている旨を述べた。大統領は、ヴェトナム問題の平和的かつ正当な解決のための米國の誠意ある努力を説明した。總理大臣は、この目的に向かつて實質的進展がみられることを切望し、日本としてはインドシナ地域の安定と復興のため果たしうる役割を探求している旨を述べた。

四 總理大臣と大統領は、極東情勢の現状及び見通しにかんがみ、

日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全の維持のため果たしている役割を高く評価するとともに、相互信頼と国際情勢に対する共通の認識の基礎に立つて安保条約を堅持するとの意図を相互に確認した。両者は、また、日米両国政府が日本を含む極東の平和と安全に影響を及ぼす事項及び安保条約の実施に関し常時一層緊密な相互の接触を維持すべきことに意見の一致をみた。

五 総理大臣は、日米友好関係の基礎に立つて沖縄の施政権を日本に返還し、沖縄を正常な姿に復するようにとの日本本土及び沖縄の日本国民の強い願望にとたえるべき時期が到来したとの見解を説いた。大統領は、これを正しく評価した。両者は、また、現在のよりな極東情勢の下において、沖縄にある米軍が重要な役割を

果たしていることを認めた。討論の結果、両者は、日米兩國共通の安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしうることに意見が一致した。よつて、両者は、沖縄の日本への早期復帰を日本を含む極東の安全をそとなりことなく達成するための具体的を取決めに關し、兩國政府が直ちに協議に入ることに合意した。さらに、両者は、立法府の必要な支持をえて前記の具体的取決めが締結されることを条件に千九百七十一年中に沖縄の復帰を達成するよう、この協議を促進すべきことに合意した。これに關連して、總理大臣は、沖縄の局地防衛の責任は、復帰後は日本自身の防衛の一環としてこれを餘餘に引き受けるとの意圖を明らかにした。また、總理大臣と大統領は、米國

が、沖縄において兩國共通の安全保障上必要を軍事施設及び区域を自米安保条約に基づいて保持すべきことに意見が一致した。

六 総理大臣と大統領は、施政権返還にあつては、自米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖縄に適用されることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和と安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがつて極東の諸國の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を確認した。総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、前記のよきな態様による沖縄の施政権返還は、日本を含む極東の諸國の防衛のために米國が負っている国際義務の効果的遂行と両立しうべきものであるとの見

解を表明した。大統領は、総理大臣の見解と同意見である旨を述べた。

七 総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策についてくわしく説明した。大統領は、日本政府の立場に対する理解を示し、この日本政府の政策に背馳することなきよう沖縄の返還を図る旨の米國政府の意図を確約した。(米側と未合意)

八 総理大臣と大統領は、沖縄の施政権返還にあたり生ずることあるべき財政問題については、返還時までに日米双方の満足する解決を図ることに意見の一致をみた。(米側と未合意)

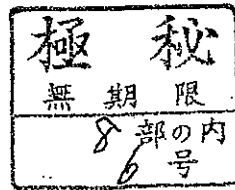
九 総理大臣と大統領は、沖縄の復帰に伴う諸問題の複雑性を認め、

日米兩國政府が、両政府間に合意されるべき返還取決めに従つて
施政權が円滑に日本政府に移転されるようにするために必要な諸
措置につき、緊密な協議を行ない、協力すべきことに意見の一致
をみた。両者は、東京にある日米協議委員會がこの準備作業に対
する全般的責任を負うべきことに合意した。

總理大臣と大統領は、琉球政府に対する必要を助力を含む施政
權の移転の準備に関する態措置についての現地における協議及び
調整のため、現存の琉球列島高等弁務官に対する諮問委員會に代
えて、沖縄に準備委員會を設けずるとに合意した。準備委員會
は、大使級の日本政府代表及び琉球列島高等弁務官から成り、そ
れぞれ適當な要員で補佐され、さらに琉球政府行政主席が委員會

の顧問として行動することとなる。同委員会は、日米協議委員会を通じて兩政府に対し報告及び勧告を行なうものとする。

一〇 總理大臣と大統領は、沖縄の施政権の日本への返還は、第二次大戦に關連して日米間に残された最大の懸案であり、これが双方の満足するより円満に解決することは、日米間の友好と信頼の關係を一層固めるゆえんであり、極東の平和と安全のために貢獻するところも大なるべきことを確信する旨披瀝した。




總理發言案

昭和四四・九・一

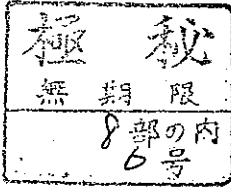
現実の国際社会において、わが国の安全は、極東における国際の平和と安全なくしては十分に維持することはできない、ということは私が常に述べているところであります。したがって、極東の諸国の安全は、わが国の安全のため、われわれの重大な関心事であります。ここに安保条約第六条の意味があるのであり、また事前協議について、日本を含む極東の安全の確保の必要という見地に立つて諸否を決めることがわが国の国益に合致するゆえんであります。特に韓国に対する武力攻撃が発生するようなことがあれば、これ

はわが国の安全に重大な影響を及ぼすものであります。したがって、万一韓国に対して武力攻撃が発生し、これに対処するため、米軍が日本国内の施設区域を戦闘作戦行動の発進基地として使用しなければならぬよりな事態が生じた場合は、事前協議に対して、かかる認識に立つて迅速に態度を決定するというのが政府の方針であります。

台湾地域における平和と安全の維持も、わが国の安全にとって重要な要素であります。私は、この点で、米国の中華民国に対する条約上の義務遂行の決意を十分に評価しなくてはならないと考えます。もつとも、万一外部からの武力攻撃に対して現実にこの義務が発動されなくてはならない事態が生ずれば、それは、わが国を含む極東



の平和と安全を脅かすことになりましようが、幸いにして、現在のところ、このような事態が生ずるとは予測されません。政府としては、引き続き台湾地域の情勢を注視しつつ、かかる考慮に基づきわが国益に即してこれに対処していく方針であります。



SECRET

(September 1, 1969)

Draft Joint Communiqué

1. The Prime Minister and the President had a broad exchange of views on Japan-U.S. relations as well as on the respective positions of the two countries in the present international situation. The President expressed the deep interest of his Government and his own in Asia and stated his belief that Japan and the United States should cooperate in contributing to the peace and prosperity of the region. The Prime Minister, appreciating the view of the President, made it clear that Japan would make further active contributions befitting her capabilities to the peace and prosperity of Asia.

2. The Prime Minister and the President exchanged frank views on the recent international situation, with particular attention to developments in the Far East. The Prime Minister expressed his recognition that, in the light of the present situation, the presence of U.S. forces in the Far East constituted a mainstay for the stability of the area. The President, while emphasizing that the countries in the area were expected to make their own efforts for the stability of the area, gave assurance that the United States would continue to contribute to the maintenance of international peace and security in the Far East by honoring its defense treaty

obligations in the area.

3. The Prime Minister and the President specifically noted the continuing tension over the Korean peninsula. The Prime Minister highly appreciated the peace-keeping efforts of the United Nations in the area and stated that the security of the Republic of Korea was essential to Japan's own security. The Prime Minister and the President shared the hope that Communist China would adopt a more cooperative and constructive attitude in its external relations. The President, however, recalled that Communist China had so far refused to join with the United States in a mutual renunciation of the threat or use of force in the Taiwan area, and referred to the treaty obligations of his country to the Republic of China, which the United States would uphold. The Prime Minister expressed his full understanding of the position of the United States and stated that the Japanese Government also continued to view the situation in the Taiwan area with close attention and concern. The President described the earnest efforts made by the United States for a peaceful and just settlement of the Vietnam problem. The Prime Minister expressed his earnest hope for a substantial progress towards that end. He further stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indo-China area.

4. In the light of the situation and the prospects in the Far East, the Prime Minister and the President highly valued the role played by the Treaty of Mutual Cooperation and Security in maintaining the peace and security of the Far East including Japan, and mutually affirmed the intention of the two Governments to maintain firmly the Treaty on the basis of mutual trust and the common evaluation of the international situation. They further agreed that the two Governments should maintain closer and constant contact with each other on matters affecting the peace and security of the Far East including Japan, and on the implementation of the Treaty of Mutual Cooperation and Security.

5. The Prime Minister emphasized his view that the time had come to respond to the strong desire of the people of Japan, of both the mainland and Okinawa, to have the administrative rights over Okinawa returned to Japan on the basis of the friendly relations between Japan and the United States and thereby to restore Okinawa to its normal status. The President expressed due appreciation of the Prime Minister's view. The Prime Minister and the President also recognized the vital role played by U.S. forces in Okinawa in the present situation in the Far East. As a result of their discussion, it was agreed

that the mutual security interests of Japan and the United States could be accommodated within arrangements for the return of the administrative rights over Okinawa to Japan. They therefore agreed that the two Governments would enter immediately into consultations regarding specific arrangements for accomplishing the early reversion of Okinawa without detriment to the security of the Far East including Japan. They further agreed to expedite the consultations with a view to accomplishing the reversion during 1972 subject to the conclusion of these specific arrangements with the necessary legislative support. In this connection, the Prime Minister made clear the intention of his Government, following reversion, to assume gradually the responsibility for the immediate defense of Okinawa as part of Japan's defense efforts for her own territories. The Prime Minister and the President also agreed that the United States would retain under the terms of the Treaty of Mutual Cooperation and Security such military facilities and areas in Okinawa as required in the mutual security of both countries.

6. The Prime Minister and the President agreed that, upon return of the administrative rights, the Treaty of Mutual Cooperation and Security and its related arrangements would apply to Okinawa without modification thereof. In this connection, the Prime Minister affirmed the recognition of his

Government that the security of Japan could not be adequately maintained without international peace and security in the Far East and, therefore, the security of countries in the Far East was a matter of serious concern for Japan. The Prime Minister was of the view that, in the light of such recognition on the part of the Japanese Government, the return of the administrative rights over Okinawa in the manner agreed above should be compatible with effective discharge of the international obligations assumed by the United States for the defense of countries in the Far East including Japan. The President replied that he shared the Prime Minister's view.

7. The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President expressed his understanding of the position of the Japanese Government and assured the Prime Minister of the intention of the U.S. Government to ensure the reversion of Okinawa to be carried out in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister.

8. The Prime Minister and the President agreed that with respect to financial questions which could arise in connection with the return of the administrative rights over Okinawa to

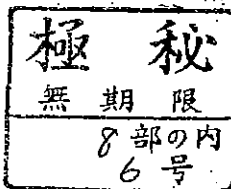
Japan, a mutually satisfactory solution should be found by the time of the reversion.

9. The Prime Minister and the President, recognizing the complexity of the problems involved in the reversion of Okinawa, agreed that the two Governments should consult closely and cooperate on the measures necessary to assure a smooth transfer of administrative rights to the Government of Japan in accordance with reversion arrangements to be agreed to by both Governments. They agreed that the Japan-United States Consultative Committee in Tokyo should undertake over-all responsibility for this preparatory work.

The Prime Minister and the President decided to establish in Okinawa a Preparatory Commission in place of the existing Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands for the purpose of consulting and coordinating locally on measures relating to preparation for the transfer of administrative rights, including necessary assistance to the Government of the Ryukyu Islands. The Preparatory Commission will be composed of a Representative of the Japanese Government with Ambassadorial rank and the High Commissioner of the Ryukyu Islands, with appropriate staff, with the Chief Executive of the Government of Ryukyu Islands acting as adviser to the Commission. The Commission will report and make recommendations

to the two Governments through the Japan-United States Consultative Committee.

10. The Prime Minister and the President expressed their conviction that a mutually satisfactory solution to the question of the return of the administrative rights over Okinawa to Japan, which was the last of the major post-war issues pending between the two countries, would be to strengthen further the Japan-U.S. relations based on friendship and mutual trust and would also make a major contribution to the peace and security of the Far East.



SECRET

(September 1, 1969)

Draft Statement by the Prime Minister

As I have always stated in the past, the security of Japan in the world in which we live today cannot be adequately maintained without international peace and security in the Far East. Thus, the security of countries in the Far East cannot but be a matter of serious concern for Japan's security. Herein lies the significance of Article VI of the Security Treaty. And it would be in accord with our national interest to determine our response to prior consultation in the light of the need to maintain the security of the Far East including Japan.

In particular, if an armed attack against the Republic of Korea were to occur, the security of Japan would be seriously affected. Therefore, should an occasion arise for U.S. forces in such an eventuality to use facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to meet the armed attack, the policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to decide promptly its position on the basis of the foregoing recognition.

The maintenance of peace and security in the Taiwan area is also an important factor for the security of Japan.

I believe in this regard that the determination of the United States to uphold her treaty commitments to the Republic of China should be fully appreciated. However, should a situation ever occur in which these treaty commitments would actually have to be invoked against an armed attack from outside, it would be a threat to the peace and security of the Far East including Japan, though, I am glad to say, such a situation cannot be foreseen today. The policy of our Government is to continue to keep a close watch on the situation in the Taiwan area and to deal with it as our national interest requires on the basis of the foregoing considerations.

秘密表示(未印)
極 秘
 無 期 限
 号

館長直披

部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	/	0	/
付		2981	
属			

至急

發送日 昭和44年9月5日
 処理日
 発信 暹 タイプ 検査

文書課長 (分項) 公 信 案

公 信 番 号 米 1187 号	公 信 日 付 昭和44年9月4日
夫 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 アメリカ局長 参事官 北米第一課
起案 昭和44年9月4日	起案者 千草 電話番号 443
協 議 先 条約局長	
受 信 者 在米 下田大使	発 信 者 佐藤外務大臣 臨時代理
写 送 付 先	(希望發送日) 9月4日
件 名 沖繩問題記録等送付	

GA-2

外務省

回覧番号

4 61

米工CI才1187^D

昭和44年9月 4日

在米大使殿

外務大臣

沖縄問題記録等送付

9月3日在京米大使館エリクソン参事
官を招致し、共同声明案及び総理発言案
を平交した。是各一部別添送付す。
平交経緯は、別添記録号に於て詳し

た。なお、上記は何か外部に於て

厳に秘匿して、取扱いには充分

意を要す。念のため。

付属~~添~~付

下田古使(何電)

~~下田古使(何電)~~

(九三一五)

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

145

大政官
務務次
次官
官審審長
備書文会
総人電厚計
国資長領移長
参調析企
参領旅移

電信写

総番号 (TA) 37652
 69年9月8日 20時00分
 69年9月9日 09時52分

米 国 本 省
 主 管 米 局 長
 発 着 米 局 長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第2777号 特秘 至急 (ゆう先処理)

貴電米局第1731号に関し、

8日本使ジョンソン國務次官を往訪し、本件につき会談したところ要領次の通り。(一時帰国中のマイヤー大使、スナイダー公使及びフィン日本部長同席)

1. 本使より、日本政府はアイチ大臣のロジャース國務長官との会談に先立ち、本使よりオキナワ問題に関する日本政府の基本的立場を再応明確に米政府に申し入れしめ置くことを適当と考えたので、本日は政府の訓令により申し入れられる次第であるとして、冒頭貴電2. の諸点を詳細口頭にて説明した上、念の為貴電2. の諸点を英文の書きものとしたものを手交した。

2. これに対し、ジョンソン次官は、

(1) 核兵器の問題は、日本側にとつて機微な問題であることは十分承知しているが、米側にとつても取扱い困難な問題である。しかし本日の日本側の申し出を TAKE NOTE する。

ア 参地中東
長 北東西
米 参北北保
中南番欧
参西東洋
西東
参審近ア
次総経国
参賀統
参政技二
国一理
参協規
参政経科
軍社専
参道内外
一二

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

(2) 自由出撃問題については、日米双方、それぞれ対内的に困難な問題 (DIFFICULT REQUIREMENTS) をかかえておる次第で、特に米議会方面の困難は貴使御承知の通りである。米側としては共同コミュニケでどのようにも解釈されるようなあいまいな表現を用いることを避けたいと考えている。コミュニケにあいまいな表現を用いた場合は、これをもととして、日本の総理や外相が日本の国会であることと言い、米国の國務長官や国防長官は米議会で他のことを言う、というようなことになる可能性なきにしもあらず、ごまかしほどの途早はんばれるものであり、その際の危険は極めて大である。よつて、コミュニケには、将来日米間に何等の誤解をも発生せしめないような、完全かつ適当 (FULL AND ADEQUATE) な表現を用いることが必要であり、かつコミュニケだけでは不明確な部分については、補足文書で補うことが必要と考えている。

(3) ベトナム問題についても、前記(2)と同じことが言える訳である。と述べた。

また同席のスナイダー公使より、東京における交渉の結果、朝鮮半島については MINDING OF MIND に近づいたと言えるが、ベトナム及び台湾については、ま

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

極 秘

だ日米間に完全な MEETING OF MIND がある
とは言えない。従つて問題は決してコミュニケの表現の問題
だけではない次第であると口をさしはさんだ。

3. よつて、本使より。

(1) 将来の誤解発生を避けるため、コミュニケに FULL
AND ADEQUATE な表現を採用する必要がある
ことはもち論であるが、追加の取極め特に秘密文書は絶
対に避けることとしたい。自由出撃といつても、自国内基
地からの出撃と異なり、しよせん外国にある基地からの出
撃であるから、その際には、当該国の政府及び国民の WH
OLE-HEARTED SUPPORT があることが最
も重要なことである。従つてコミュニケの字くにごうてい
し、またコミュニケ以上の保障を求めることにより、当該
国民の反発を買う程根本の主旨に反したことはない訳であ
る。これ日本側が米側にとって軍事的には多少のリスクと
なるかも知れないが、そのリスクをとることをあえて要請
する所以である。軍事的リスクをとることをおそれて、よ
り大きな政治的リスクを言ふことは避ける方が日米双方に
よりけん明であり、このことは特に / 970 年を前にして
強調したい点である旨力説した。

(2) ベトナムについては、今回の日本政府の訓令は、不
幸にして / 972 年にまだベトナム紛争が終止しない場合

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

には、米側による所要の軍事行動の継続を日本側が承認すべきことは当然であるとして、かかる場合の日本側の立場を明確に示さしていることを指摘すると共に、ただ、本年秋季の時点において、これを明示することが出来ないというに過ぎないものであることにつき、先方の注意をかん起した。

(3) 核の問題については、本使より、今回のアイチ大臣来米の際に、米側より何らかのインディケーションを期待出来るものと考え差支えないかと問うたところ、ジョンソン次官は、オキナワに関連する諸問題は一括パッケージとして取扱われるべきものであり、すべては総理訪米の時期に、両政府首のう間に最終的に解決されるべきものとする旨述べた。

4. 次いで本使より、本国政府の訓令はアイチ大臣ソ連訪問前に発出されたものであり、従つて、訓令には含まれていない点であるが、言及することとしたいとして、アイチ大臣は5日コスイギン・ソ連首相と会談したところ、コ首相は北方領土問題につき、従来と多少言い方に違いがあるとはいえ、アイチ大臣の要求をカテゴリカリーに拒否し、この事實は日本国民の既に承知するところとなつている。今回アイチ大臣が同じ外務省づめの同行記者団をつれてワシントンに来られる際に、たとえオキナワ問題につき最終

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

的解決をみないにしろ、米政府が日本政府の返がん要求に対し、深い理解を示したということが同行記者団を通じて内外に発表し得ることとなれば、領土問題に対する米ソ両国の態度のコントラストを日本国民に明りように示し得ることになり、日米友好関係の増進に寄与すること多大であると思われる。ついでには今次アイチ大臣の訪米の際に、少なくともその程度のことは発表し得るような段階にまでこぎつけたく、そのため米側の協力を要請したい旨申し入れた。

5. これに対し、ジョンソン次官は、最後の点はGOOD POINTであり、アイチ・ロジャース会談後そういうことが言い得るようになりたいと述べ、かつまた、日本政府の訓令による貴使のお申し出の諸点もANALYSIS OF PROBLEMSとしては、いずれもよいPOINTSをついており、自分個人としては十分理解しうるころであるが、すべての米側関係者が自分と同様の考えを持っている訳ではない。オキナワ問題は一時しのぎのため、ごまかしの表現で処理するには余りに重要な問題であるというのが関係者の一致した見方である旨述べ、更に同次官は、オキナワ問題とは直接関係ないが、対日経済問題が米側にとり極めて重要となつてきており、アイチ大臣訪

— 5 —

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

米の際に国務長官は貿易及び投資の自由化についても触れることとなるものと考える旨述べ、またスナイダー公使はIMF総会出席のフクダ大蔵大臣に対しケネディ財務長官より、オキナワ返かんに関連する財政問題につき、日本政府側の十分の協力を要請することとなつている由、承知している旨内話した。

ら、最後に来るべきアイチ・ロジャース会談のやり方につき、(ノ)本使より、ジョンソン次官自身の列席を特に要請し、同次官は会談に終止出席すべき旨答え、(ロ)会談前にトウゴウ局長・スナイダー公使の両者会談を行ない、閣僚レベル会談の下ごしらえをしてもらうことに打ち合せ、(ハ)その際会談に提出すべき共同コミュニケ中の重要部分のDRAFTをぬき出し、これにつき両者間で出来るだけにつめてもらうこととし、(ニ)アイチ・ロジャース会談では、今回は原則論のみならず、トウゴウ・スナイダー間で事前に合意に達すると否とを問わず、重要部分のコミュニケ・テキスト自体につき、ディスカスしていただくことに打ち合せた。

ベルギーに転電した。

(3)

-6-

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

電信課長 機密表示(機密・秘の朱印) 特秘	符号表示 暗 略 平	※ 総第 41394 号
	※ 第 173 / 号	※ 昭和 44 年 9 月 3 日 15 時 56 分宛
大至急 至急 ・ 普通 ・ LTF		※ 発電係 所

(※印欄内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 米局長 米参事 米参事	主管局部課(室)名 米局長 起案 昭和 44 年 9 月 2 日 起案者 電話番号
---------------------------------------------	-------------------------	----------------------------------------------------

協議先
米参事 米参事 米参事
米参事 米参事 米参事

在 米 **大使** 臨時代理大使
下田 総領事 代理 あて 米参事 大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使
報 総領事 代理 あて

件名
沖縄返還空持(の件)

1. 沖縄返還 ~~空持~~ に関する 8 月末 幸大臣
屋右幸米土使との会談 並びに東京
に於ける事務的社会的経過については
は累次の記筋により御承知と存
する所、旬日後の幸大臣事務報告



字
済

3 33
470

(昭和四二・七一 改正)

会議を如何に之を實值的に進行して
て總理訪米を成功に導き得る
や熟慮を要する為なりある。

2. 東京における社会の擁護は前
指して歸米する右京米大使及び
~~他~~公使より米政府に報告あるべき
也。以下の諸長に之については貴大使より
資料を米側に申入ら置くことが適
当と考へらるるので貴大使がラッセル
氏に先立ち宜しく取計らわれ
たい。

(1) 自由出撃問題については、朝鮮半
島及び台湾に於ける武力攻撃に
関する我々の態度に之を米側も
實質的には充分理解し居るものと

認められたが、なお明確なる保証を
 要すとの議論が米国内に強く持て
 あり。然し、この時を機会に、極東の安
 全保障の問題は日米兩國の信頼
 関係が最も基本であり、その故に
 双方は長期的建設的に沖縄問題
 の円満な解決を図るためには現
 行条約締結及び関連取決めの枠
 内で処理することが最善であると
 確信するものがある。よって米側と
 しては事前協議の交換台文を修正
 する如き自衛攻撃の予約ないしは
 秘密取決めの如きものを求める考
 を止め、米側から見れば或る程度
 の合理的なリスクを取ることにな

見の一致があることが最善の形である。

子^アびとも、^ア敢て之を取子との決断を
求めるものである。

(四) ヲ^アエトナム 12つについては、元々我方は
南^アヲ^アエトナムが外部からの干渉なし
に自らの運命を撰択することを可
能とするためと云う米国の基本的
態度を支持するものであり、~~亦~~
不幸にして^ア運送の時期に^ア我側が
^ア給^ア知し^アあらざる^アぬき^ア事態^アに^ア際し
ては^ア運送優先の立場より^ア所要の
軍事行動^ア継続は^ア承^ア認^アす^アべ^アま^アは
^アき^アざ^アであるが、^ア大い^ア之^アを^ア本^ア年^ア秋^アの
時期^アに^ア於^アて^ア事^アさら^アに^ア既^ア示^アす^アこと^アに
種々の^ア同意^アがある^アため^アである。以上の
認識^アに^ア基^アいて^ア換^ア程^ア宿^ア米^アの^ア時期^アに^ア双

方に満足し得る表現を考へることは可能である信ずる。

(1) 核兵器の内閣は日本の国民感情に如何にアコモデイトするかの問題として米国の善処を求めざるを得ない。

3. 以上の諸点を念めブラッセルにおいて蔵大使とも算と赤谷せの上 田務長友との会談に臨むことと致しむ。

(3)

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

10

天	外	官
務	典	
次	長	
官	審	
機	文	
人	會	
電	營	
原	計	
計		
参	析	
調	企	
長		
領		
移		
長		
参	中	
地	東	
北	西	
米	北	
長	北	
中	一	
南	二	
審		
歐	参	
長	西	
	東	
	西	
	東	
近	参	
ア	書	
長	近	
経	次	
	総	
	経	
	国	
	行	
長	参	
経	領	
協	統	
長	二	
	技	
	国	
	一	
	理	
参	協	
条	規	
長		
国	参	
	政	
	経	
	科	
長	軍	
情	社	
長	専	
文	参	
長	道	
	内	
	外	
	一	
	二	

電信写

総番号(TA) 38920
 69年 9月 4日 18時 00分
 69年 9月 5日 07時 45分

主管
 米 国 米局長
 本 省 若 若

外務大臣殿 田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第273/号 特秘

貴電米局第173/号に関し、

本使は本4日、JAPAN WEE区当初の行事に参列のためサンフランシスコに赴き、週末帰任の予定であるが、来る8日ジョンソン國務次官と会談の予定につき、その際冒頭貴電の諸点を申入れると共に、スナイダー公使一時帰国後の米側情勢をもちよう取し、ブラッセルにおいてアイチ大臣に御報告することと致したい所存である。

ソ連に転電した。

(了)